

令和6年度改修費補助について

令和6年3月

東京都福祉局施設支援課

- ※ 本資料は、資料6の重要なポイントを説明用に要約したものです。
- ※ 補助協議書の作成にあたっては、必ず資料6をご確認ください。

令和6年度改修費補助について（資料6 P1）

■ 改修費補助の種別

種別	具体例	基準単価
大規模改修	躯体工事に及ばない範囲で施設の一部改修、付帯設備の改造、模様替え等を行う。	1施設あたり157,530千円 補助率1/2 (補助額は最大78,765千円)
多床室のプライバシー保護のための改修	入居者のプライバシーを確保するため、多床室の各ベッドにパーテーションによる仕切りを設けるなどの改修を行う。 (家具やカーテンによる仕切りは不可)	整備床数あたり 80万円
看取り対応改修	利用者の看取りや家族宿泊のためのスペースを確保するため、施設の内部改修、付帯設備の改修等を行う。	1施設あたり 450万円
増床型改修	施設の定員を増員するために、躯体工事に及ばない範囲の改修工事を行う。 (例: 空きスペースを特養居室に改修する)	整備床数あたり ユニット型 250万(促進係数あり) 従来型個室 225万(増加定員の3割まで促進係数あり) 多床室 202.5万円(増加定員の3割まで)

・その他、ユニット化改修、共生型改修、耐震改修のメニューがあります。

■ 協議スケジュール

	第1回	第2回
協議書提出締切	令和6年7月12日(金)	令和7年1月10日(金)
補助内示(予定)	令和6年11月下旬	令和7年6月下旬

令和6年度改修費補助について（資料6 P2）

■ 改修費補助に関する留意事項

種別	10年ルール適用	公立施設の扱い	八王子市の扱い
大規模改修	あり	×(対象外)(※)	×(対象外)
多床室のプライバシー保護のための改修	あり	○	×(対象外)
看取り対応改修	なし	○	○
増床型改修	なし	○	×(対象外)

- ・(※) 民間施設であっても、建物の所有者が区市町村の場合や、区市町村から無償譲渡されて10年を経過していない施設は対象外
- ・ユニット化改修、共生型改修、耐震改修については資料6参照のこと

■ 10年ルールについて

- ・創設(※改修型創設を含む。)や補助金を受けて行った大規模改修、多床室のプライバシー保護のための改修工事の竣工後10年を経過していない施設

→ 大規模改修費補助、多床室のプライバシー保護のための改修費補助の対象外

(例) 平成25年度に創設が完了した施設 → 令和6年度から補助協議が可能

平成25年度に補助を受けた大規模改修が完了した施設 → 令和6年度から補助協議が可能

令和6年度大規模改修補助の内容について（資料6 P3）

- ①補助額 最大78,765千円(補助基準額157,530千円、補助率1/2)
- ②対象施設 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(※)
(※)養護老人ホームは、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが原則
- ③建物所有者 民間法人であること

区分	内容	10年ルール
(1)施設の一部改修	経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室・食堂等の改修工事や、外壁・屋上の防水工事等	対象
(2)施設の付帯設備の改造	経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水・電気・ガス・冷暖房・消防等の設備の改造工事	
(3)施設の模様替	① 入所者の生活環境の改善を目的として行う居室・浴室・食堂等の内部改修工事 ② 居室と避難通路等との段差の解消を図る工事や、自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等、防災対策に配慮した施設の内部改修工事	対象外
(4)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備等工事や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事	
(5)消防法、建築基準法等関係法令の改正により、新たに規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備	
(6)土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ※ 擁壁の設置等(既存擁壁等の拡張、補修、再設置等を含む)に係る経費も補助対象 ② 緊急災害時用の自家発電設備の整備	